

第 1 1 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 2 月 1 0 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和4年度 第11回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月10日（金） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員（11名）

1番	田口元	2番	小笠原正光
4番	安保春喜	5番	石鳥谷義行
7番	阿部聖	8番	福島美紀子
9番	成田彩子	10番	阿部弘子
11番	児玉廣進	12番	柳沢誠
13番	兎澤悦雄		

4 欠席委員（2名）

3番	中村和廣	6番	高谷秀和
----	------	----	------

5 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第47号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について

議案第48号 下限面積の廃止及び空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について

議案第49号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について

第6 その他

第7 閉会

6 事務局職員

事務局長	山崎孝人	主幹	阿部友美範
主任	柳澤将太		

7 議事録署名委員 11番 児玉廣進 委員

12番 柳沢誠 委員

8 会議の概要

事務局長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中11名参加でございます。欠席委員は、3番中村委員、6番高谷委
------	---

会 事 務 局 長	員でございます。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第11回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いいたします。
議 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、よろしくご了承願いたいと思います。
議 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) それでは、ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 11番児玉委員、それから12番柳沢委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
議 事 務 局 長	それでは、最初に、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の2ページをお開きください。 報告第8号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。農地別内訳ですが、7件、田んぼが25筆、3万8,334㎡です。 3ページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号62番から67番を議案書を基に説明】 ちなみに、この65と67につきましては、もし借人の人でまだ耕作する人が決まっていなかったところがあるのであれば、農業委員会に随時相談してくださいとは伝えております。つい最近も所有者の人が来庁しマッチングすることができたので、場所もそんなに悪いところを耕作しているわけではなかった。随時来庁しだい、マッチング検討しようと考えております。 5ページをお開きください。 【受付番号68番を議案書を基に説明】 以上です。 説明が終わりましたが、ご質問があればご発言願いたいと思います。
議 長	説明が終わりましたが、ご質問があればご発言願いたいと思います。

議 委 員 一 同	長	ほかには何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声)
議 委 員 一 同	長	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議	長	そのように決定します。
議 事 務 局	長	次に、議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の６ページをお開きください。 議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請について。 農地法第３条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、所有権移転の有償が１件、田んぼが６筆、５，４７８㎡です。 ７ページをお開きください。 第３条 【受付番号３２番を議案書を基に説明】 ちなみに、先ほど言いましたように、利用権をつけて耕作していたところを正式に引き受けることになったそうです。ここは毛馬内北部の補助整備の対象地でもありますので、実際耕作している人が耕作したほうがいいだろうということで買うということで説明を受けております。 続きまして、こちら現地報告の一覧表をご覧ください。 こちらですけれども、一班で確認いただきまして、現地はちょっと雪で見えないですけれども、農地パトロールで回ってるところですし、常日頃、耕作してる時に見ているところでもありましたので、移譲に支障なしと判断いただいて回答いただいております。 以上です。
議 小 笠 原 委 員	長	ただいま説明が終わりましたがけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。２番の小笠原委員どうですか。 ２番小笠原です。今事務局から説明があったのがほぼほぼでございます。その５筆のうちの１筆あるハウスで苗っこを作ってて、今年も去年も耕作してる状態でございますので大丈夫だと思います。
議 委 員 一 同	長	ほかの委員に、何かご質問ありましたらご発言願います。よろしいですか。 (「なし」の声)
議 委 員 一 同	長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議	長	そのように決定します。
議 事 務 局	長	次に、議案第４６号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。 ８ページをご覧ください。

議 長	議案第４６号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、６年未満が１５件、田んぼが４５筆、７万１，９８６㎡、畑が１筆、２，７７８㎡。６年から９年が８件、田んぼが８筆、２万８，６９４㎡、畑が４筆、１万６２５㎡。１０年以上が７件、田んぼが３７筆、４万８，１０１㎡。下のほうに行きますけれども、所有権移転の特例事業の公社売渡が１件、田んぼが４筆、１万６，７７２㎡です。 ９ページをご覧ください。 受付番号３１９番、こちらは委員案件になります。 利用権設定 【受付番号３１９番を議案書を基に説明】 以上です。 こちら３１９番は委員案件ですので、こちらをご審議いただきたいと思います。何かご質問ございましたら、ご発言願います。（「ありません」の声）よろしいですか。
委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長 事 務 局	（「なし」の声） それでは、ないようですので本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） そのように決定します。 それでは、事務局３２０番から説明を願います。
議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長 事 務 局 議 長 事 務 局	利用権設定 【受付番号３２０番から３２３番を議案書を基に説明】 以上です。 ３２０番から３２３番まで説明が終わりましたけれども、こちらも委員案件ですのでこちらをご審議いただきたいと思います。何かご質問ございましたら、ご発言願います。 （「なし」の声） よろしいですか。それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） そのように決定します。 次なんですけれども、柳沢委員、次、特例事業に飛びたいと思いますので。次１９ページに飛んでいただいて、柳沢委員に一回審議するために退室いただければと。 柳沢委員のほうを先にやってしまうということ。 そうですね。柳沢委員のほうを先に。 ページ次、先に飛びまして１９ページ、こちらも委員案件になりまして、こちら

		を説明させていただきます。
		利用権設定 【受付番号 6 番を議案書を基に説明】
		以上です。
議	長	ただいま説明がありました特例事業、12 番柳沢委員の委員案件ですので、こちらをご審議いただきたいと思います。何かご質問あれば、ご発言願います。よろしいですか。
委 員 一 同		(「なし」の声)
議	長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(「異議なし」の声)
議	長	そのように決定します。
議	長	それでは、324 番から説明をお願いします。
事 務 局		議案の 10 ページをお開きください。
		利用権設定 【受付番号 324 番から 331 番を議案書を基に説明】
		こちらのファームですけれども、昨年度認定法人を取得した法人であります。
		【受付番号 332 番から 348 番を議案書を基に説明】
		以上です。
議	長	ただいま説明が終わりましたけれども、324 番から再設定も含めまして 348 番までご審議いただきたいと思います。何かご質問があれば、ご発言願います。阿部委員。
阿 部 委 員		7 番阿部です。1 つちょっと確認なんですが、332 番の一番、備考欄に 10 アール当たり 30 キロ（JA の概算金分）という表記があるんですが、この後のほうでも、この耕作者がこういう形取られてるなと見たんですが、これは JA の概算金分というのは、60 キロ当たりで概算金出てるんですが、その半分を米またはお金で払うというような考え方でいいですか。
事 務 局		そのとおりであります。補足もないです。
議	長	ほかには何かございませんか。安保委員。
安 保 委 員		4 番安保ですけれども、331 番のファームって代表者はどなたなんですか。
事 務 局		A さんという方で、B さんってトマトと米とかやってる方いるんですけれども、その方の息子さんで婿に行って A さんになりまして、実質母体は B さんちの「うち」を法人化したという形になります。実際、この今 A さんは会社員で兼業でやってたり、農業ではないけれどもまき販売をやったりとかを現在経営してて、まだ確定ではないんですけれども、別の法人さんが高齢化によって経営する人がいなくなって、

		難しくなってきたということでファームさんで耕作しようかなというのを検討しているそうです。なので、実際経営は今始めたばかりですけれども経験があるので、まず大丈夫ではないかと考えております。 昨年、補助金計画のほうでも、今後も経営を増やしていくということで、今年度10、来年度でいえば、いずれ15町歩ぐらい増やさなきゃいけないということで、目標を立てているし、補助金の申請の際にそれまで目標を立ててたようなので、より面積を増やしていきたいという意向も聞いてます。もし花輪方面であっせんとか誰かしてほしいと言われたときは、こちらの法人も勧めてもいいのかなというのを考えております。最近花輪の人でいろんな法人さんが増えてきたので、食い合うのがちょっと考えてしまうなど。例えば、Cファームさんという新しい法人さんもできましたし、個人でも結構広くやりたいという方もいます。新規で結構最近ぼつぼつと農地を増やしたいという方増えてきたので、そういう人とも集約集積とか話をしていけないと。特に人・農地プランですね、そういうところで集まって、集約集積、話す機会あればなあと思っていました。 以上です。
安 保 委 員		それについて。4番安保ですけれども、もしそういうのがあれば、今、団地加算の部分が大幅厳しくなってるので隣接の人をまず紹介してもらったほうがいいんじゃないかなと思いますので。
阿 部 委 員		それもそうだし、そういった新たに立ち上がってくる法人さんなり、地域の方々は、今言われたとおり結構ぼつぼつと食い合うかなという状態なんです。そうなったときに、いわゆる賃料の部分でどうしても、こう頑張ってしまう傾向に。ましてや、一定の面積を持たなければならないというそういう条件がかかってくると無理するわけですね。それは後から経営にすごく重くのしかかってくるという部分になるので、その辺を本当はまず矯正できないものかなと。こちらのほうで。何かこう変な雰囲気にならずにうまくもっていく方法なんか、その人・農地プランの中でうまくもみ合うといえますか、すみ分けとか。だから、そこを最初の人にちょっと野放しにして、それから、じゃあまとめましょうというのじゃなく、せつかく今新たに動き始める方々であれば、最初からすみ分けるような持っていく方、人・農地プランをいざというときにはもう、そういう方々集まってでもやっぱり話し合う機会を設けてお互いに納得した上でやれるような環境はこちらでつくらなきゃならないと思うので、そこも含めて。やっぱり分かっていることなんで、野放しにしないほうがいいんじゃないかなというのが私の意見です。
田 口 委 員		今の話に関連して、そういう人が花輪地区でも立ち上がってきてるから、やっぱり基盤整備事業を進めていけば、もっとよりよい集約集積できると思うんだよな。まだまだ魅力ある農家が出てくると思う。やっぱり制度の影響も手伝って、頑張っていってもらえれば大変いいことだ。
議 長		ほかには何か。ご意見なりご質問なりあれば、ご発言願います。いいですか。
委 員 一 同		(「なし」の声)
議 長		それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(「異議なし」の声)

議	長	そのように決定します。
議	長	次に、議案第４７号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事	務	２０ページをご覧ください。
局		議案第４７号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について。 農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、用途変更が１件、畑が２筆、１，８５２㎡です。 続きまして、こちら参考資料というのを書いてある書類をご覧ください。 こちらですけれども、変更調書を読ませていただきます。
		【受付番号１番を議案書を基に説明】
		変更の理由としましては、転用者は、一般廃棄物・産業廃棄物運搬業等を行っております。現在会社の倉庫などを借りて農機具等を置いているが、手狭な状況となっておるということです。新たな農機具用の倉庫を建築するため、隣接地の畑を用途変更するものであります。
		土地の選定については、自宅敷地及び営農地と隣接していて効率的な運用が可能である点、ほかの農業者が所有する周辺農地への影響が少ないと判断できる点を評価して当該農地を選定したということとなっております。
		次のページを開いていただきますと、位置はこういうところにあるよということになります。現状写真を見ていただきますと、個人の畑として使っていると。こちらを農機具用の施設としてアスファルトを敷いて施設を建てたいということです。
		また次を開いていただきますと、配置図を記載しております。新築倉庫もある程度大きいですし、車両が通るためのアスファルト舗装も大きく取り、なおかつアスファルト舗装のところの除雪を行うので南側は通路と雪置場ということで利用したいという計画の申請が上がってきております。
		こちらなんですけれども、こちらの農用地区域の変更の後に農地転用が申請される予定となっております。農地転用の前に確認していただきたいのが、こちら近くに遺跡がありまして試掘しなければならないことを転用者には伝えております。なので、試掘して何もなければ、あと普通に申請来る予定です。掘ってから申請来るのか、申請を受けてから掘る予定だよということで申請を受け付けるのか、順番はまだ定かではありませんが、いずれ転用が来る予定となっております。
		以上です。
議	長	やっぱり時間はかかるの。
事	務	ちょっとそのペースがまだ読めないらしく、まだ農業委員会の決定を受けて農業振興課が業者、土地家屋調査士に伝える予定となっておりますけれども、事前に、掘らなければならないと聞いてましたので、申請者に昨日伝えまして、確認を取っているところです。
議	長	ちなみに、この地域にはそういうのがあるの。

事 務 局	この辺はないです。ちなみに、ちょっとこの広域の図面をちょっと見てもらおうと分かるんですけども、この施設の今回は東側にある、ここです。ここら辺に遺跡の、過去に出た形跡があるんですよ。なので、こういう史跡、出たよとなれば地域全体で出る可能性があるので、掘る必要があるということでした。なので、前もこういう案件、１０月か１１月にもありましたけれども、もし誰か近所で家建てたいとなるときに、一番最初に文化財班に行ったほうが確実だと思います。
議 長	すると、鹿角のそういう史跡の候補地は、文化財振興班がちゃんと把握してるんだ。
事 務 局	少しだけ補足させていただいても。
議 長	どうぞ、事務局。
事 務 局	現在のストーンサークル館が生涯学習課文化財班所管ということになった折、こういうふうな遺構関係（埋蔵物、遺跡物関係）については県の遺跡文化認可からの検討委員会が主導して、管理や整備についての許可を出すという流れになってます。ただ、この鹿角市全域にかけた、ここから出るよ。今回のところはD館というらしいんですけども、その周辺については各市町村の学芸員とかを通じて、そういうのが上がったら県のほうで対応すると、許可について検討するということで、そのための前段階で試掘し、穴を開けて試してみると。実際鹿角市で、そういうふうにいるんな色をつけたのは昭和５０年代だそうです。そのときに、秋田県全体でこういうふうな埋蔵物に関する管理計画というのをマップ化して、このあたりはこういうふうな、このあたりはこういうのというのをつくっています。このため手続が増えてきてるのかなと認識しております。
議 長	分かりました。ほかには、何かお聞きになりたい点ありましたら。安保委員。
安 保 委 員	４番安保ですけども、一番最後の図面見れば、何か真ん中に道路入っているようなんですけども、これは入れたのかな。
事 務 局	これも申請者が分筆して買ってるところです。だから、これも最初からあったので、買ってるのを確認しました。
安 保 委 員	１２７も入ってるの。
事 務 局	１２７も込みで、はい。申請者の土地になります。
議 長	ほかには、ございませんか。
安 保 委 員	もう一ついいですか。
議 長	どうぞ、安保委員。
安 保 委 員	もしこれ土器とか出てきた場合には、許可出した後に取消しの手続しなければならないということ。
事 務 局	本掘をしてもらって、試掘しました。出ました。本掘をすれば多分建ててもいいですよ。だから、ちょっと期間が追われちゃうのかなと。 その段階で半年から１年先延ばしです。 なので、どちらかというとやっぱり採掘してから出してもらったほうがいい。 基本は報告書を取りまとめ、試掘した人の責任になる、個人の責任になっちゃうんですけども、でも書き方だつて分からないので、大抵、その地域の文化学芸員にお願いするとかそういうパターンになります。なので、市の学芸員にお願いする

議 事 務 局	長	とかという形になります。出たものが何なのか私らは分かりませんし。
議 事 務 局	長	何か所。それは定まってないの。
議 事 務 局	長	何か所か間隔で掘れば統計学的に出るところと出ないところがあるので。今後、この手の案件は結構出てくると思います。鹿角市結構ありますので。
議 事 務 局	長	町部から外に出ると一気に出てきます。ちょっと高台になってるところは大体出るという話なので。
議 事 務 局	長	ああ、そうですか。前もって少し余裕を持った形で申請を出していかなくちゃいけないということですね。
委 員 一 同	長	ほかにはございませんか。
委 員 一 同	長	(「なし」の声)
議 事 務 局	長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	長	(「異議なし」の声)
議 事 務 局	長	そのように決定します。
議 事 務 局 長	長	次に、議案第48号 下限面積の廃止及び空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の廃止について、事務局の説明を求めます。
議 事 務 局 長	長	それでは21ページ、議案第48号 下限面積の廃止及び空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の廃止について、農地法の改正により農地取得に係る下限面積要件を廃止する。
議 事 務 局 長	長	理由ですけれども、農地法第3条第2項第5号下限面積要件の廃止により、鹿角市農業委員会において設定していた下限面積を廃止するとともに、関連する運用基準についても併せて廃止するものであります。施行日は令和5年4月1日でございます。
議 事 務 局 長	長	こちらの参考資料も併せてご覧ください。
議 事 務 局 長	長	初めに、農地法上で削除される条項につきましては、四角い枠で囲った部分に記載されている内容となります。
議 事 務 局 長	長	農業従事者が減少する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するためということになっております。実際の廃止内容につきましては、記載のとおり、鹿角市全域は10アール1反歩以上、空き家に付属する農地は1㎡以上、この部分の運用が全て廃止となります。
議 事 務 局 長	長	施行日は、農地法の施行に合わせ令和5年4月1日としております。
議 事 務 局 長	長	今後の対応についてなんですけれども、農地取得を希望する者は下記の4つの要件全てを満たし農業委員会の許可をとられれば取得可能となります。
議 事 務 局 長	長	なお、先日の事務局長会議においても県の農業会議におきましては、農地取得に係る判断基準というものを具体的に示すよう国のほうに働きかけているということもございますので、今後の動向を注視しつつ、こちらといたしましても対応していきたいと考えてございます。
議 事 務 局 長	長	説明につきましては以上であります。
議 事 務 局 長	長	ただいま山崎局長が説明をいたしましたけれども、鹿角市でも1反歩の下限面積を設置しておりました。それが廃止になったということでございます。何か皆様方からも、またご意見いただければと思いますので、ご発言願います。何かございま

	せんか。
	そうすると、この取得要件4つを満たした場合、それが認められると。（「認められる」の声）それは農業委員会に諮って。
事務局	諮って。はい。（「すみません」の声）
議長	安保委員。
安保委員	4番安保ですけれども、ちょっと質問ですけれども、農家住宅じゃないところの人がもし1反歩の田んぼを、離すほうはそれ全部離したい、建てたい人はそれを買えないということになるんじゃない。1反歩の田を取得でなくてそれ欲しくないんだけれども、売るほうがこれ残されちゃ困るのでみんな買ってくださいとかという案件があった場合に。
事務局	ああ、家建てる時とかですね。
安保委員	分筆して畑をまず半分だとして、たしか農家住宅ではないと。
事務局	家族がいっぱいいて、駐車場が欲しい、車庫が欲しいとなれば600㎡とか700㎡までは全然いいんです。ある程度広くてもいいんですけれども、もしその場合は、農家の経験があつて機械があるというのであれば、面積要件なくなったので取得はできる可能性がありますけれども、全くの、やったことない人からそう言われても、それは多分経験と機械がないとできないと思います。
安保委員	できないということ。
事務局	ただ面積がなくなったというだけで、ほかの要件のほうが強くなってしまうので、ただ面積がなくなったというだけで取得できるとは限らないですね。
安保委員	結局、維持できないということになるの。
	そうですね、取得要件の1、3、4で。
事務局	結局、農地を守れる人なのかという判断の一つが減った代わりに、ほかのところの割合が増えてしまったということです。
安保委員	反対に、ここまで家建てます、残りを利用権利貸しますので買ってもいいですかというのはどうなるの。
事務局	分筆しないと登記できないので。分筆した後であれば全然関係ありません。
安保委員	分筆しないと取得ができないということになるということ。
事務局	はい。分筆しないと登記ができないので、多分自費でやる場合です。銀行さんから金借りられないとかとなるので、やっぱり分筆して転用してくださいという話に。
安保委員	農家でなくても取得して利用権設定して管理するというのは、自分でやらなければ駄目だということ。
事務局	それはちゃんとこの要件、今までどおり経験と機械という要件がないと取得はできないです。
安保委員	貸すのはできないということなんですか。
事務局	貸すのもできないです。結局あの面積がなくなっただけで、普通の3条の取得とかと借りるのと変わらないです。ただ面積要件、足切りの要素がなくなったというだけです。
	取得要件は確実に残ります。面積要件だけなくなります。
	この案については、昨年度から下限面積がなくなるという話は出されてましたの

事務局	で、いろいろ検討された上での話だと思ってます。いずれ、これの取扱い関係は、市町村だけじゃなくて秋田県統一見解が示されると考えておりますので。そこら辺も踏まえての情報を収集しながらやっていくしかないのかなと。 いずれ面積的なものを大きくやる人もいれば、本当に小さくやる人も、いろんなパターンがあると思います。機械なくても手でやれるんじゃないかという農地の取得も考えられるので、いずれこの要件が全てどのように進めていっていったらいいということも含めて、ちょっと県のほうとも話をしながら、また審査の段階で、例えばチェック表を何か作ったりとか、そういうものも含めた形で審議していただくようなスタイルで今後検討していきたいと。
阿部(聖)委員長	4月1日だから、来月である程度出てこないと間に合わないということですね。 1つ、ちょっと基本的なところを確認させてください。 阿部委員。 取得というのは、権利の取得と書いてあるんで、いわゆる所有権を持つということですか。
事務局 阿部(聖)委員	賃貸借も入ります。 賃貸借も入る。そうすると、1、3、4って実績がなければ諮れないですよ。そうすると、新規の方というのはそもそも対象となるか。特に書き方を見ると耕作していることと、これからやる人は耕作してない……ここでもはねられるじゃないですか。
議長	大変難しいところだと思います。 俺は20年前、20歳までここにいて農家やってたったんだというような……。 今の実績になるのかどうかすら分かりません。
事務局	下限は廃止なんだけれども、取得要件は生きてるということだから。 制度化はされるのはいいんですけども、取り扱いが規定まできっちり決めてからやってくれるととても助かるんですけどもね。
議長	まず県のほうとも相談をしながらそういう対応に当たっていくということによろしいですかね。
委員一同	(「はい」の声)
議長	それでは、ないようですので本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長 事務局	次に、議案第49号 農地等利用の最適化の推進に関する指針の制定について、事務局の説明を求めます。 議案第49号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について。 農業委員会等に関する法律の改正により最適化の推進に関する指針を定める。 理由といたしまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について、農林水産省経営局農地政策課経営専門官から事務連絡が発出され、さらに令和5年度4月1日から施行される農業委員会等に関する法律では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、全ての農業委員会において定めなければならないこととされたため、これを制定することといたしました。

		資料としては、こちらのオレンジ色の枠が何枚かつづりになります。一番下になってるんですけども。これについては、平成30年度に1回、鹿角市で、この農業委員会で既に制定しております。10か年計画として遊休農地の解消や集積面積、農地集積割合の目標、それから担い手、新規就農者の確保とかという要件について、それぞれ目標をこれまで定めておりましたが、今、人・農地プランや地域計画など農地集積に関わる部分がかなり変わってきたことに伴い、農業委員会に関する法律も変更せざるを得なくなったという形になっております。 今回の改正本文については、現行本文のほうが上の黄色い枠、改正本文が下の黄色い枠となっており、赤字が追加された部分です。その区域内の農地等について農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画が定められたときは、その目標を達成するために具体的な措置に関して農業委員会が果たすべき役割を項目に入れ、また、その達成状況について評価の方法も加えてくださいという事なので。農業委員会は、その区域内における農地等の利用の推進の状況、事情を考慮して、指針を変更しなければならないため2枚目、3枚目、4枚目については、それを踏まえて国からの指針案を基に修正させていただいております。 内容的には、概要についている部分が主なものです。 【資料により説明】 いろいろと推進方法、フェアへの参加、企業参入の推進、フォローアップ、新規参入の評価方法等、地域計画の目標を達成するための役割とか、農業委員会の役割を鹿角市において作成された地域計画において、あくまで最低限の文言にさせていただきました。そういう形で今回の総会で認定いただければと思います。
議	長	ただいまの説明に対して、何かもっと知りたいことありましたらご発言いただきたいと思います。何かございませんか。 最後の文言でいえば、農業委員会がかなり積極的に活動しなきゃなっちゃうんでしょう。
議	長	柳沢委員。
柳 沢 委 員		12番柳沢です。さっき、最初にしゃべってた農地中間管理機構と連携とかあるんですけども、これ、農業委員会と中間管理と、土地改良区とかも多分これ出てくる話だと思うんですよね。なので、さっき言った、その若手法人が増えてくるということは、やっぱり地域で法人やれないというところも手を挙げてくるので、そこに集約してまとめるとか、そういうことをやれという話でいいんですか。
事 務 局		今のところの話は農地集積してマッチングだけの話なんですけど、簡易的な整備をして条件をよくしてから公社が新しい人にマッチングするように貸し付けるというような形での遊休農地の再生事業というのがあります。
柳 沢 委 員		じゃあ、農林課も関わってくるということですね。 はい。 地域計画で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチングというところで、農業委員会もやるけれども地域計画を立てなきゃない農業振興課と土地改良区

		も含め連携しましょうという事になっていると思います。 去年からいろいろ言ってることなんですけれども、円滑化。あれはもう廃止になったので、いずれにせよ農協のほうも連携取らなきゃいけないふうになってくる形になるんですけれども。
議 長	阿部(聖)委員	阿部委員、どうぞ。 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法。この中身というのは、事務局でつくり上げたものか、それとも国からの。3番の企業参入。これは広い意味では捉えれると思うんだけど、当然、法人で出資比率50%未満というか、適格法人の要件あると思うのでその中の話だと思うんだけど、案外いろんな電話来るんですよ。いろんなところから。だから悪いことではないような気はするけれども、かなりその辺は慎重にならなきゃならない話なんだろうなと。どうなんだろうなというのが正直な感想です。
議 長	柳 沢 委 員	どうぞ、柳沢委員。 先ほど事務局が言った田んぼ十何町歩という話で、某ホテルの親会社がイチゴをやりたいということで私にお話が来たんですけれども、農地はどうしたんですかと言っても、そこまでもまだ決まってない状態で。
事 務 局		こちらとしても畑とかであれば紹介しようかなと思ったんですけれども、水田で何町歩ってなかなかないので。
議 長	小 笠 原 委 員	共有をみんなでするような形でして、教えてもらえれば。
議 長	小 笠 原 委 員	1つ聞いていいですか。
議 長	小 笠 原 委 員	どうぞ、小笠原委員。 農地の集積率により評価すると書いてるんですけど、農地の集積率ってどういうふうにすると集積率上がるの。法人の人がぼつぼつとほかのところを借りても、3条で借りても集積率は上がるということなんですか。
事 務 局		今の段階では団地化のほうまでは評価されてません。あくまで個人の集積率を積み上げなので、ぼつぼつでも。同じです。
小 笠 原 委 員		ここの範囲、例えば100町歩の中で30、30、40とかで集積かかってますという意味合いでいいの。
事 務 局		これに関しては鹿角市の集積率に入るので6、100ヘクタールあるうちの、いろんな担い手が集積してくれたらいい。 担い手が集めてればどこでも、鹿角市内であればいいよと。
議 長	小 笠 原 委 員	どうぞ、小笠原委員。 今、集積移動という話あったんですけど、今法人にしてる方とかつて結構いると思うんですよ。でも実際は家族経営も法人にもできるし、体力がないところだって面積を集めていけば本当草刈りもできなくなっていくとか、農地がやはりやってるんだけど雑になっていってるところも実際あるんだすべな。やっぱり書類が上がってくるときは、20町歩を今耕作してるけれども何人体制でこのようにやってるとかそういうふうにして、年中使ってる人は何人いるとかこういうことで少し分かりやすく聞いておいておけば、いや、10町歩前後であれば1人や何人でいくと思うんだ。ただ20から30とか、まだほかの稲作以外に手がけてるのであれば、

田 口 委 員	やっぱり労務って必要であると思うんで、そこら辺ちょっとこう。体力がどのぐらいあるかちょっと分からないんで、調べれば助かる。 今、小笠原委員言ったように実際苦情が来てるのよな、去年あたりでも。３０町歩、４０町歩やってる人に関しては。草刈りが手間がなくて、俺らにも結構来るんだけど、その都度、当事者がしゃべるだけなのよ。やっぱり面積増えれば増えるほど苦情来るから。内容的なこと、貸借の条件でも一言付け加えておけば。
事 務 局	機械大丈夫とか人数足りるかとか、人数どのぐらいの雇用割合でやってるか聞いてもらえれば。
議 長	その辺、委員の皆さんの力の発揮が必要になってくると思うので。何か情報があつたときはみんなでその情報を共有するような形でやっていけばいいと思いますので、よろしくひとつお願いします。 ほかには。いいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。